

第4章

将来都市像及び立地適正化方針

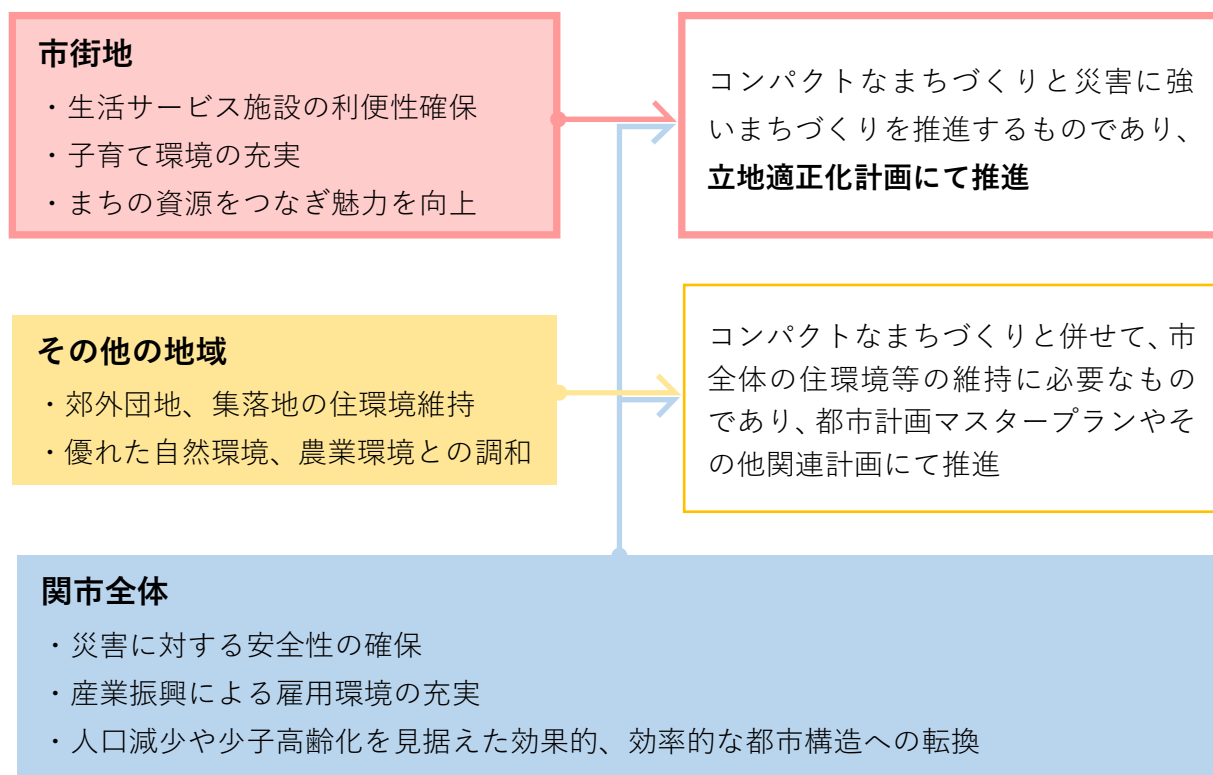
- 4－1 目指す方向性の整理
- 4－2 将来都市像
- 4－3 立地適正化方針
- 4－4 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針

第4章 将来都市像及び立地適正化方針

4-1 目指す方向性の整理

都市構造上の課題の設定にて整理した各項目について、立地適正化計画にて推進していくもの、他の上位・関連計画等にて推進していくものを以下のように整理しました。

本計画においては、居住と都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを推進するとともに、頻発化・激甚化する自然災害に対応した災害に強いまちづくりを推進するものであり、「市街地」を対象として、基本方針、施策の展開を図ることとします。



4-2 将来都市像

立地適正化に向けた課題を踏まえ、将来都市像を設定します。

将来都市像

にぎわい・つながりのある 歩いて楽しいまち



4-3 立地適正化方針

将来都市像を受け、以下のように立地適正化方針を定めます。

◆住みたくなる市街地の形成

①生活サービス施設充実と利便性向上

- ・生活サービス施設（スーパー、医療施設等）の充実
- ・日常生活を支える魅力的な店舗誘導（商店街の空き店舗活用）
- ・公共施設の統廃合による空き施設や跡地の活用
- ・日常生活での移動手段となる公共交通サービスの利便性向上



②子育てしやすい環境づくり

- ・通学に便利な公共交通サービスの利便性向上
- ・児童館、保育園、幼稚園等の子育て支援施設の魅力向上
- ・市街地への若者、子育て世代の移住、定住促進
- ・安全、安心な住環境の形成



③まちがつながる、歩いて楽しい空間づくり

- ・歴史文化資源、身近な自然環境等、まちなかを楽しく巡ることのできる遊歩道や拠点の設定、整備
- ・日常生活のおしゃべりや子どもたちの遊び場となる安全な「みち」や「ひろば」の整備



④災害に対する安全性の高いまちづくり

- ・防災指針に基づいた防災・減災対策の実施

4-4 目指すべき都市の骨格構造と誘導方針

都市の骨格構造と誘導方針を以下のように設定します。



凡 例	
	都市機能誘導区域
	地域拠点(武芸川地域)
	コミュニティ交流拠点(ふれあいセンター周辺)
	居住誘導区域
	郊外団地
	工業団地
	鉄道
	幹線バス路線
	支線バス路線

■立地適正化計画と都市計画マスタープランの関係

立地適正化計画のうち、「立地の適正化に関する基本的な方針」（立地適正化方針）については、都市再生特別措置法第 82 条に基づき、都市計画マスタープランの一部と見なされます。

立地適正化方針と都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念の関係を示します。

